

# 国立大学法人東京外国語大学特定外国語主任教員に関する規程

平成22年 3月23日  
規則 第18号

改正 平成27年 3月24日規則第23号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号。以下「就業規則」という。）第3条第1項第2号の規定に基づき、特定外国語主任教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特定外国語主任教員とは、専攻語を母語とする教員のうち、主として学生に対する高度な語学教育、専門教育及びその支援並びに研究に従事する者をいう。

(採用)

第3条 特定外国語主任教員の採用は、原則として、4月又は10月とする。

2 特定外国語主任教員候補者の選考は、学長が行う。

3 学長は選考にあたっては、大学院総合国際学研究院教授会及び世界言語社会教育センター運営会議に意見を求めることができる。

4 給与、契約期間等の雇用条件については、部局の意見を参考に学長が決定する。

(給与の決定)

第4条 基本給の決定にあたっては、別表第1特定外国語主任教員の号俸格付基準表により、就業規則別表第1-2特定外国語主任教員基本給表による額をもとに、その者の業務内容、その他の事情等を総合的に判断して役員会で審議のうえ、学長が決定する。ただし、特に学長が必要と認める場合には、月額60万円を上限として、当該基本給表に定める号俸を超える基本給を支給することができる。

2 経験年数の換算は、別表第2経験年数換算表のとおりとする。

(招聘及び雇用契約)

第5条 学長は、海外に在住する者を特定外国語主任教員候補者として決定した場合は、業務内容、任期、給与等の雇用条件を詳示した招聘状を発する。

2 学長は、特定外国語主任教員候補者との間で雇用条件等を明記した雇用契約書を締結する。

3 雇用契約書は2通作成し、双方各1通を所持するものとする。

(赴任及び帰国旅費等)

第6条 海外に在住する特定外国語主任教員が本学に赴任したときは、本人の赴任にかかる旅費及び別表第3に定める地域区分ごとの移転料を支給する。

2 海外から赴任した特定外国語主任教員のうち、三親等以内の扶養親族を随行する場合は、その人数にかかわらず5万円の扶養親族移転料を支給する。

3 海外から赴任した特定外国語主任教員が、任期満了後、海外へ帰国する場合は、本人の帰国にかかる旅費を支給する。

(宿舍の貸与)

第7条 特定外国語主任教員に対して、原則、本学が所有する宿舍又は借り上げ宿舍を貸

与するものとする。

- 2 前項の宿舍の貸与を受けた特定外国語主任教員（以下「被貸与者」という。）は、宿舍使用料として、別に定める使用料を本学に納入しなければならない。
- 3 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舍を使用しなければならない。
- 4 被貸与者は、任期満了又は辞職等により本学職員としての身分を喪失した場合は、速やかに原状回復のうえ、宿舍を明け渡さなければならない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、大学院総合国際学研究院教授会及び世界社会言語教育センター運営会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 特定外国語主任教員の号俸格付基準表（第4条第1項関係）

号	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～4年未満	0年以上～7年未満
2	4～12	7～15
3	12～17	15～20
4	17～	20～

（注）上記以外の学歴を有する者については、初任給、昇格、昇給等の基準及び基準運用に関する細則別表第5修学年数調整表によりいずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第2 経験年数換算表（第4条第2項関係）

		換 算 率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100 / 100
	その他の期間	80 / 100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 （正規の修学年数内の期間に限る）		100 / 100
民間会社の職員としての在職期間		80 / 100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80 / 100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100 / 100
	その他の期間	50 / 100

別表第3（第6条関係）

地域区分	金額（円）
東アジア、東南アジア	90,000
中東、オセアニア	120,000
ヨーロッパ、北米	150,000
アフリカ、南米	170,000